

熊本県合志市とパートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度の都市間相互利用に関する協定を締結しました。

令和5年8月8日、古賀市は熊本県合志市（令和5年4月1日運用開始）とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の都市間相互利用に係る協定を締結しました。

■目的

古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者が古賀市から転出した場合でも、大切なパートナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいけるよう支援するものです。

■実施内容

本市で「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を利用している人が合志市に転出する際、本市に継続使用申請書を提出し、本市が交付した受領証を転出先で提示することで、同様のサービス（合志市の制度において提供できるものに限る）を受けることができます。合志市から本市へ転入する場合も同様です。

■古賀市で利用できる行政サービス

- ・市営住宅の入居申し込み
- ・母子手帳の交付
- ・保育所等の入所申し込み
- ・救急搬送の証明書の交付

■参考

- ・県外の自治体との締結は、鹿児島市（令和4年6月締結）に続き2例目。

【問い合わせ先】

古賀市役所 人権センター男女共同参画・多様性推進係
担当：宮寄・青柳 電話：092-942-1128